

令和8年度

# 飛騨市スポーツ文化活動充実交付金

市では、子どものスポーツ及び文化活動を支援する補助制度を設けています

## 対象となる団体

- 飛騨市スポーツ少年団に加入する「各単位団」
- 飛騨市認定地域クラブ
- 岐阜県認定総合型地域スポーツクラブ



## 対象経費

団体の活動の幅を広げ、選手などのモチベーション向上につながる以下のような活動経費が対象です。

- 練習等に使用する消耗品費
- 練習等に使用する機械器具購入費
- 試合等に使用するユニフォーム購入費
- 練習試合や市外遠征等に要する経費
- 講師謝礼（認定地域クラブは市謝礼補助があるため対象外） など



[ご注意] 飲食費など、一部対象外となる経費があります。

## 交付額

当該年度7月1日現在の団体登録人数一人当たり7,000円※まで ※令和8年度金額

※ スポーツ少年団、認定地域クラブは飛騨市に住所を有し、現に居住している保育園児（3歳以上児）小中高校生が対象。総合型地域スポーツクラブは市に住所を有し、現に居住している中学生が対象

※ 複数団体に所属する者は、異なる競技等で2団体まで交付金の対象となる（ただし、同一種目は不可）

※ 事前着手届、交付申請書、実績報告書などの補助金申請書類の提出が必要

### 【問い合わせ先・申請書類提出先】

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市教育委員会事務局

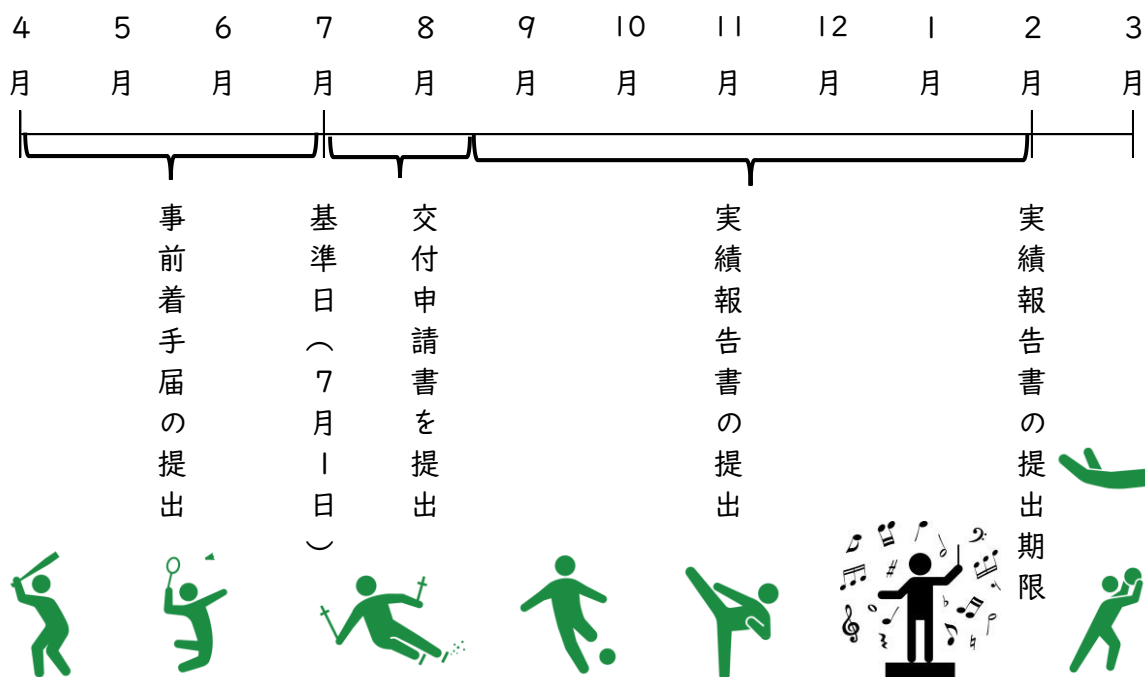
■スポーツ系 スポーツ振興課 TEL:0577-62-8030

E-mail:sportshinkou@city.hida.lg.jp

■文化系 生涯学習課 TEL:0577-73-7495

E-mail:syogaigakusyu@city.hida.lg.jp

## 手続きスケジュール



## 申請手順

### ① 事前着手届

やむを得ず基準日より前に経費支払がある場合は必ず注文前に提出。

### ② 交付申請（7～8月を目安）

補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、所属団体確認書の提出。

注）所属団体確認書は団体に所属する方一人一枚ずつ、自署または記名・押印が必要です。

注）複数団体所属の方は異なる競技等で2団体まで申請可能です。（同一競技は1団体のみ）

注）支払後の交付申請は対象外となりますので、ご注意ください。

### ③ 経費の支出

市からの交付決定書を受領後、事業計画の支出（購入）を行う。

### ④ 実績報告（2月末メ切）

実績報告書に領収書等の写し、写真、大会要項等を添付して提出。※メール提出可

### ⑤ 補助金請求

市からの補助金額確定通知書を受領後、補助金交付請求書を提出。※メール提出可

注）口座は申請団体の口座を指定してください。

### ◎ 代表者変更届

交付申請後に団体代表者が変更となった場合は、その都度、代表者変更届を提出。